

かごしま移住就業・起業支援事業 Q&A

(始良市)

<申請について>

- Q1-1. どのような制度なのか。
- Q1-2. どのような者が申請できるのか。
- Q1-3. 起業支援事業とはどのような制度か。
- Q1-4. 起業支援事業の申請はどのようにすればよいのか。
- Q1-5. 申請できる期間はいつか。
- Q1-6. 支給額はいくらか。
- Q1-7. 移住支援金はどこに申請すればよいのか。
- Q1-8. どのような書類を提出すればよいのか。
- Q1-9. 始良市の他の補助金や支援金との併給は可能か。
- Q1-10. 同一世帯に属する者が、移住支援金を複数回申請することは可能か。

<移住支援金交付後の取り扱いについて>

- Q2-1. 移住後5年以内に転出した場合はどうなるか。
- Q2-2. 起業後倒産した場合どうなるか。
- Q2-3. 起業支援金の取り消し対象となるのはどのような場合か。

本 Q&A において、各用語の意義は次のように定義する。

(1) 東京圏

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

(2) 東京圏内の条件不利地域

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

(3) 移住

本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入すること。

(4) 定住

一定の場所に住居を決めて永続的に居住すること。

<申請について>

Q1-1.どのような制度なのか。

A. 東京 23 区(在住者または通勤者)から始良市内に移住し、かつ起業支援事業の交付決定を受けている方に移住支援金を支給する制度です。

Q1-2.どのような者が申請できるのか。

A. 起業支援金の交付決定を受けていて、かつ次に掲げる事項の全てに該当する者。

①住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算5年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと。

②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

※住民票を移す直前までの間に、東京 23 区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は除きます。

Q1-3. 起業支援事業とはどのような制度か。

A. 鹿児島県が実施している制度です。鹿児島県内で起業を行う者に対して、起業に係る経費の2分の1に相当する額を起業支援金として交付します。起業支援事業の最大交付額は 200 万円です。

Q1-4. 起業支援事業の申請はどのようにすればよいのだろうか。

A. 下記の鹿児島県の HP に詳細要件等が記載されていますので、ご確認ください。また、起業支援事業に関するお問い合わせは下記のお問い合わせ先までお願いします。

URL(<https://www.pref.kagoshima.jp/af23/jinzai/kigyoshien2.html>)

【 お問い合わせ先 】

鹿児島県 商工労働水産部 産業人材確保・移住促進課 人材確保企画係

(電 話)099-286-2990

(メール)syo-jin@pref.kagoshima.lg.jp

Q1-5. 申請できる期間を知りたい。

A. 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であり、かつ起業支援金交付決定後1年以内の期間。

※申請日から5年以上継続して居住する意思を有していることが前提です。

Q1-6. 支給額はいくらか。

A. 2人以上の世帯で移住した場合は100万円(ただし、令和4年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき最大100万円を加算します)。

単身での移住の場合は60万円が支給されます。

Q1-7. 移住支援金はどこに申請すればよいのか。

A. 始良市に移住した場合、以下の窓口へ申請してください。

始良市加治木町本町 253 番地

始良市役所 加治木総合支所 企画部 地域政策課 地域政策係

(電話)0995-66-3111(内線 245)

(FAX)0995-62-3699

(メール)seisaku@city.aira.lg.jp

Q1-8. 始良市の他の補助金や支援金との併給は可能か。

A. ケースによって異なる場合がありますので事前にご相談ください。

Q1-9. 同一世帯に属する者が、移住支援金を複数回申請することは可能か。

A. 同一世帯から2名以上就業する場合でも、1件の取り扱いとなる。よって、世帯に対して100万円の支給となる。

<移住支援金交付後の取り扱いについて>

Q2-1. 移住後5年以内に転出した場合はどうなるか。

A. 移住支援金の申請日から3年未満に転出した場合は、全額の返還。申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合半額の返還をしていただきます。

Q2-2. 起業後、倒産した場合どうなるか。

A. 場合によっては、移住支援金の返還を求めることがあります。起業支援金の交付決定の取り消し対象となった場合は返還を求めることとなります